

Q1 石綿による健康被害とは？

石綿(アスベスト)とは、繊維が極めて細い天然の鉱物。丈夫で変化しにくいことから、さまざまな工業製品に使用されてきました。しかし、肺がんや中皮腫の原因となる発がん性が問題となり、現在では原則として製造・使用が禁止されています。そのほとんどが石綿による健康被害だといわれている、中皮腫で亡くなった方は、平成18年に1050人と、10年間で倍増しました。石綿輸入量が増加した昭和40年代から、平均的な潜伏期間である約40年が経った今、患者の増加が懸念されています。

Q2 救済制度とはどんなもの？

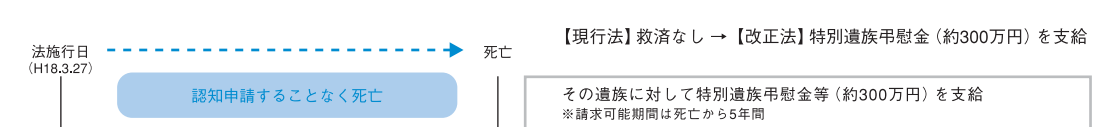
政府は、こうした石綿による健康被害を受けた方や、その遺族に対して、医療費などを支給する「石綿による健康被害の救済に関する法律」を平成18年3月に施行しました。この制度によって、労災補償の対象とならない方でも、医療費や療養手当などの救済給付を受けることができるようになりました。対象となる疾病は、石綿に起因する肺がんや中皮腫です。現在罹患されている方や、これらの疾病でお亡くなりになった方のご遺族が、申請・請求をすることができます。



(図1) 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大



(図2) 制度発足後における未申請死亡者の扱い



Q3 今回の改正のポイントは？

今回改正されたポイントは、まず医療費や療養手当の支給対象期間が拡大されたこと。改正前は、医療費・療養手当が支給されるのは申請した日からでしたが、「療養開始日から」になりました。ただし、遡れるのは認定申請日から3年前までです(図1)。また、支給された医療費及び療養手当の合計が280万円に満たない全ての被認定者について、その差額を「救済給付調整金」として支給することになりました。

さらには、改正前には、法律施行(平成18年3月27日)以後に申請すること

なく亡くなられた方は救済給付が受けられませんでした。ご遺族の方に特別遺族弔慰金が支給されることになりました。請求可能期間は、亡くなられてから5年です(図2)。

また、法律施行以前に亡くなられた方への特別遺族弔慰金等の請求期限は、平成21年3月27日までとされていましたが、平成24年3月27日まで延長されました(図3)。

さらに詳しい情報は、左記のHPをご覧ください。

HP / <http://www.env.go.jp/air/asbestos>

(図3) 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

平成21年3月27日(施行日から3年)



平成24年3月27日(施行日から6年)まで延長

Q4 申請はどっやってするの？

申請書の入手・書類の受付は、「独立行政法人 環境再生保全機構」の川崎本部や大阪支部、環境省の地方環境事務所や、お近くの保健所でも可能です。申請書は下記のホームページからでも入手できます。申請は郵送でも可能です。

また、仕事で石綿を扱っていたなど、労災の可能性のある方は、労災と同時

申請することも可能です(お近くの労働基準監督署にご相談ください)。



独立行政法人 環境再生保全機構
フリーダイヤル / 0120-389-931 (受付時間 平日9時30分〜17時30分)
e-mail / asbestos@erca.go.jp HP / <http://www.erca.go.jp/asbestos>
環境省 地方環境事務所
HP / <http://www.env.go.jp/region/topics/060308.html>